

ID: 333

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	十和田市立学校施設目的外使用規則 第8条第2項		
例規番号	平成17年教育委員会規則第18号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用条件の変更等)</p> <p>第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この規則又は使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 学校又は教育委員会が使用する必要が生じたとき。</p> <p>(3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定によって生じた損害については、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日